

【共通義務確認訴訟】 東京医科大学を提訴 受験料等の返還を求める

2018年12月17日、当機構は学校法人東京医科大学を被告として、性別・浪人年数及び高等学校等コードを理由として平成29年度・平成30年度の入学試験において不利益な扱いを受けた志願者（受験生）への受験料等の返還を求める共通義務確認訴訟を提起しました。これは消費者裁判手続特例法にもとづく第1号の訴訟です。

当該大学は2018年8月、女性及び多浪生に対して一律減点をしていたことを内部調査の結果として公表しました。その後、同大学の第三者調査委員会により詳細な調査が行われ、性別・浪人年数・高等学校等コードといった属性による得点調整が長年にわたって行われていたことが明らかになりました。

その得点調整とは、女性・浪人生（平成30年度は3浪以上の人）及び出身高等学校等コード51000以上といった属性の人に対して二次試験の論文の得点を最大20点も減点し、合格者が減るようにしていたものです。

当機構は、公正な選考を行うべき大学がこのような属性による一律の得点調整（減点）を行っていたことは債務不履行や不法行為に当たる、また、このように公正でない得点調整を説明せずに志願者を募集したことも不法行為に当たると考えました。

元受験生及び保護者の方からも当機構へおよそ90件の情報提供があり、「必死に受験勉強をしていたのに、このような不公正な取扱いが行われていることを知っていればこの大学を受験しなかった。」「この大学を目指して2年3年にわたり勉強して受験していたのに、2浪3浪となるほど不利益に扱われていたと知ってショックを受けている。」といった声が多くありました。

当機構はこれらの状況を踏まえて当該大学に対して受験生の被害回復を求めて裁判外で申入れ・要請を行いました。当該大学の回答は「第三者委員会による調査報告を待って回答したい。」というものでした。

そのため、当機構は上述のように当該大学に対する共通義務確認訴訟の提起に踏み切りました。

本件訴訟は公正であるべき大学入試における不公平な得点調整という不法行為・債務不履行を司法に問うものであり、単に消費者裁判手続特例法にもとづく第1号の訴訟であることに止まらない社会的意義の大きな訴訟提起です。

また、受験料（損害額）は一般入試で6万円、センター試験利用入試で4万円という水準であり、特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟でなければ実質的な被害回復は難しいと思われまます。この点においても制度の趣旨に合致した事案であると考えます。